

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の概要

「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則（以下「規則」という。）」別表第1の4福祉施設の項で引用している「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」により令和4年12月16日付で改正されたものの、附則第1条第4号により、規則内での引用条文の施行日は、「公布の日から起算して三年を超えない範囲において政令で定める日」とされていた。

令和7年3月26日に、規則内での引用条文の施行日が令和7年10月1日である旨の政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

別表第1の4の項(7)中「同条第27項」を「同条第28項」に、「同条第28項」を「同条第29項」に改める。

※規則内で引用の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の条文が以下のとおり変更となったことによる。

(旧) 第5条第27項⇒ (新) 第5条第28項
第5条第28項⇒ 第5条第29項

3 施行期日

令和7年10月1日